

# 風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧のお知らせ

## 「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の縦覧

和歌山県印南町および日高川町において、東急不動産株式会社が計画している「(仮称)和歌山印南日高川風力発電事業」に関して、計画段階における配慮事項をとりまとめた「計画段階環境配慮書」の縦覧を次のとおり行いますので、お知らせいたします。

- 縦覧書類 (仮称)和歌山印南日高川風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
- 縦覧場所 日高川町役場3階企画政策課、中津支所1階中津地域振興課、美山支所1階美山地域振興課 ※時間は各庁舎の開館時によります。
- 縦覧期間および意見受付期間

令和4年10月19日(水)～令和4年11月18日(金)

配慮書の内容に対するご意見・ご質問は、住所・氏名・内容を記載のうえ、縦覧場所の意見箱へ投函くださるか、お問合せ先へ令和4年11月18日(金)までに郵送または電子メールに添付してご提出ください(郵送の場合は当日消印有効)。

### ■ 意見書の提出先

東急不動産株式会社  
 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部  
 再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ  
 環境アセスメント担当  
 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ  
 メールアドレス TLC\_Assessment@tokyu-land.co.jp



■お問合せ 東急不動産株式会社 環境アセスメント担当 ☎03-6455-2690(代表)(平日9:30～18:00)

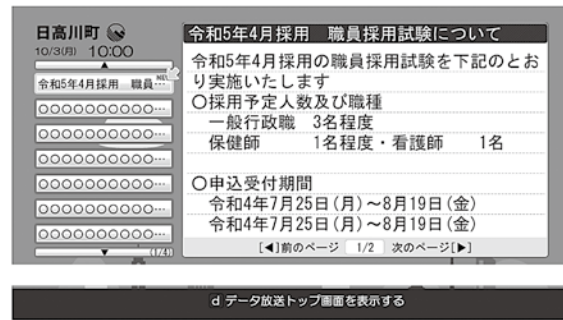
# ～行政チャンネル(CATVにて放送中)についてお知らせ～

令和4年10月3日(月)より行政チャンネルがデータ放送に変わります。

(変更前)



(変更後)



- リモコンを操作すれば、見たい情報を選んで確認できます。  
※リモコンを操作しない場合は自動で順番に情報が表示されます。
- Dボタンでデータ放送トップ画面の表示ができます。

■お問合せ 企画政策課 ☎23-9511

# 新型コロナウイルス感染症に感染した方への支援策について

新型コロナウイルス感染症に感染した方は、以下の支援策を受けることができます。以下の一覧表は、内容を要約した概要となりますので、詳しくは、役場担当課までお問合せください。

項目	対象者等該当要件	支援策の概要	役場担当課
国民健康保険 傷病手当金	・給与取得者である被保険者が新型コロナウイルスに感染し、療養のために就労することができず、給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。	・傷病手当金の日額:直近の継続した3ヶ月の給与の合計額/就労日数×2/3 ・支給日数:就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日(4日目)から就労することができない期間のうち、就労を予定していた日数	保健福祉課
傷病見舞金	・新型コロナウイルス感染症に感染し、労務に服することができず、収入が減少した者で、国民健康保険あるいは社会保険等において傷病手当の支給対象者でない者	・労務に服することができなかった日数×5,000円 ※上限:50,000円	保健福祉課
国民健康保険 税の減免	・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負ったとき。	全額免除	税務課
	・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれるとき。	所得に応じて減額	
介護保険料の減免	・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負ったとき。	全額免除	保健福祉課
	・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれるとき。	所得に応じて減額	
後期高齢者 医療傷病 手当金	・給与取得者である被保険者が新型コロナウイルスに感染し、療養のために就労することができず、給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること。	・傷病手当金の日額:直近の継続した3ヶ月の給与の合計額/就労日数×2/3 ・支給日数:就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日(4日目)から就労することができない期間のうち、就労を予定していた日数	保健福祉課
後期高齢者 医療保険料の減免	・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負ったとき。	全額免除	保健福祉課
	・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれるとき。	所得に応じて減額	

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 税務課 ☎22-8841

# 日高川町燃油価格高騰緊急対策事業のご案内

農業用施設等で使用される燃油価格の高騰による施設栽培農家の経営難を支援すべく、燃油使用量に応じた支援を行います。

- 補助対象 日高川町に住所を有する施設栽培農家
- 対象燃油 ハウス施設の加温機に使用するA重油
- 補助金額 11月から翌年3月末までに購入したA重油、1Lあたり5円  
※ただし、A重油の全国平均価格が90円/L以上の月に使用した燃油に限る
- 申請締切 **令和4年10月31日(月)**

申請がお済みでない施設栽培農家の方は、農業振興課までお越しください。



■お問合せ 農業振興課 ☎22-2048